

弘前市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	9,760	9,465	9,129	8,817	8,484
② 予備機を含む 整備上限台数	11,224	9,102	4,346	－	－
③ 整備台数 (予備機除く)	1,550	3,800	3,779	－	－
④ ③のうち 基金事業によるもの	1,550	3,800	3,779	－	－
⑤ 累積更新率	15.9%	56.5%	100.0%	－	－
⑥ 予備機整備台数	232	570	566	－	－
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	232	570	566	－	－
⑧ 予備機整備率	15.0%	15.0%	15.0%	－	－

※①～⑧は推定値

(端末の整備・更新の考え方)

令和6年度:令和元年度に整備した端末 1,550 台が賃貸借契約終了のため更新。

令和7年度:令和2年度に整備した端末の一部を更新。

令和8年度:令和2年度に整備した端末について、未更新分の端末を更新。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数: 10,660 台

○処分方法

令和元年度に整備した端末 1,550 台については、賃貸借契約終了のため事業者へ返却します。

令和2年度に整備した端末 9,110 台については、最長令和 11 年6月まで使用可能であるため、使用可能な端末は、学校支援員等の業務端末としての活用など学校の要望を確認し、活用することとし、故障等により使用できなくなった端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託します。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和6年 10 月 新規購入端末の使用開始(令和6年度更新分)

令和7年 2 月 令和元年度に整備した端末の返却

令和7年 7 月 処分事業者 選定

令和7年 10 月 新規購入端末の使用開始(令和7年度更新分)

令和7年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和8年 7 月 処分事業者 選定

令和8年 10 月 新規購入端末の使用開始(令和8年度更新分)

令和8年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和9年度以降、随時処分事業者選定及び使用済端末の事業者への引き渡し